

広島県告示第十四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和三年一月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
沼隈病院	福山市沼隈町中山南四六九番地三	令和六年一月二三日	更新
医療法人慈慧会亀川病院	福山市神辺町字下御領六八二番地一	令和六年一月二三日	更新
医療法人紅萌会福山記念病院	福山市港町一丁目一五番三〇号	令和六年一月二三日	更新